

第75号議案

島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第21条の2の次に次の3条を加える。

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の3 法第73条の14第11項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の4 法第73条の14第12項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(事業所内保育事業の用に直接供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第21条の5 法第73条の14第13項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

附則第24項(見出しを含む。)中「第12条の2の2第1項」を「第12条の2第1項」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第38条」に、
「第6節 自動車取得税(第36条 第38条)」
第6節の2 軽油引取税(第39条 第44条の2)」
を「第6節 軽油引取税(第39条 第44条の2)」に改める。

第4条第1項の表自動車取得税の項を削り、同表自動車税の項を次のように

改める。

自動車税	環境性能割	島根運輸支局の所在地
	種別割	普通徴収による場合は、自動車の所有者（法第146条第3項に規定する場合には使用者、法第147条第1項に規定する場合には買主）の住所又は事務所若しくは事業所の所在地（当該住所又は事務所若しくは事業所が県外にある場合には、当該自動車の県内における主たる定置場の所在地）
		証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地

第6条第1項及び第2項中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第12条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第2章第6節の節名を削る。

第36条から第38条までを次のように改める。

第36条から第38条まで 削除

第2章第6節の2を同章第6節とする。

第45条に次の2号を加える。

- (4) 患者の輸送の用に供する自動車
- (5) 救護資材の運搬の用に供する自動車

第45条の次に次の3条を加える。

（環境性能割の課税免除）

第45条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、環境性能割の課税を免除することができる。

- (1) へき地巡回診療を行う者が取得した当該診療の用に供する自動車（前条第3号に規定するへき地巡回診療の用に供する自動車を除く。）
- (2) 公益財団法人島根県環境保健公社（以下「環境保健公社」という。）若

しくは医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関が取得した救急自動車（前条第1号に規定する救急自動車を除く。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項若しくは第3項に規定する検診の用に供する自動車

（環境性能割の納付の方法）

第45条の3 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額（法第170条に規定する環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。）を納付する場合には、これらの規定による申告書又は修正申告書に当該環境性能割額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示を受けることによりしなければならない。

2 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。この場合には、法第160条第1項又は法第161条の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印するものとする。

（環境性能割の減免）

第45条の4 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、当該自動車の取得者に対して、その者が知事が定める期限までに申請した場合には、環境性能割を減免することができる。

- (1) 天災その他これに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車と知事が認めるもの
- (2) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神等に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得した自動車（身体障害者又は精神障害者が所有する自動車がない場合にあっては、当該身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が取得した自動車）で知事が身体障害者又は精神障害者のために必要があると認めるもの

(3) 身体障害者若しくは精神障害者を乗車させるため、又は専ら身体障害者の運転の用に供するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車

第46条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第145条第3項」を「第146条第3項」に、「自動車税の」を「種別割の」に改め、同条第2号中「前条第1号」を「第45条第1号」に改め、同条第3号中「前条第2号」を「第45条第2号」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 削除

第46条第5号中「前条第3号」を「第45条第3号」に改め、同条第12号中「第146条第1項」を「第148条第1項」に改める。

第47条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第48条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第49条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第151条第3項」を「第177条の11第3項」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税額」を「種別割額」に、「によって」を「により」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第8号中「第145条第3項」を「第146条第3項」に改め、同条第2項中「第145条第2項」を「第147条第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第51条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第145条第3項」を「第146条第3項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第75条第6号中「第122条第1項」を「第160条第1項」に改める。

附則第16項を削り、附則第17項を附則第16項とし、附則第18項を附則第17項とする。

附則第19項の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項中「対する自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第1号中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号ア中「道路運送車両法第7条第1項」を「法第147条第3項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同号イ中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第149条第1項第5号に規定す

る軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項の表中「附則第19項第1号」を「附則第18項第1号」に、「附則第19項第2号又は第4号」を「附則第18項第2号」に、「附則第19項第3号又は第5号」を「附則第18項第3号」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第20項を附則第19項とし、附則第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、附則第24項を削り、附則第25項を附則第23項とする。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例(昭和33年島根県条例第40号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条第1項中「の自動車税」の次に「の種別割」を加え、「「自動車税」を「種別割」に、「第151条」を「第177条の11」に改め、同条第2項及び第3項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第3条中「自動車税」を「種別割」に改める。

第4条中「自動車税」を「種別割」に、「第150条第2項」を「第177条の10第2項」に改める。

第1号様式中「自動車税納税証紙」を「自動車税種別割納税証紙」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第4条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表2の項第1号中「自動車税」の次に「種別割」を加える。

(特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第5条 特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例（平成15年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条（見出しを含む。）中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、その他の規定は平成31年10月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例第21条の3から第21条の5までの規定は、第1条の規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

3 第2条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「31年新条例」という。）第12条の規定は、第2条の規定の施行の日（以下「31年施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

4 31年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の島根県県税条例附則第16項の規定の適用については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 31年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

6 31年新条例及び第5条の規定による改正後の特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、31年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

7 31年新条例及び第3条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の31年施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第4条の規定による改正後の島根県手数料条例別表2の項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「自動車税種別割」とあるのは、「自動車税種別割(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第40条第2項の規定により道路運送車両法第97条の2第1項の規定を読み替えて適用する場合にあっては、平成31年度以前の年度分の旧自動車税又は自動車税種別割)」とする。